

仕様書

1 概要

- (1) 業務名 安否確認システム
- (2) 契約期間 契約日から平成29年3月31日まで
(内訳) システム構築期間：契約日から平成24年3月31日まで
システム稼働期間：平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 履行場所 三重県津市夢が丘1丁目1番地1
三重県立看護大学
- (4) 業務目的 地震や台風等の災害発生時に、本学の学生や教職員の安否確認を迅速に行うことを目的とする。
また、災害に限らず、インフルエンザ等の感染症発生時やその他の緊急時にも、このシステムを活用できるものとする。
- (5) 業務内容
 - ① システムは、本学のシステム管理者（以下「管理者」という）が安否確認のためのメールを一斉送信すると、あらかじめ登録を行った学生および教職員（以下「利用者」という）が安否情報を登録することができ、その情報を管理者が閲覧、集計できるものであること。
※ システムの詳細は後述（「3 システムの内容」）のとおり
 - ② 上記①のシステムを構築し、正常に動作するよう設定を行うこと。
 - ③ 履行期間内は、本学がいつでも利用できるよう、システムを管理すること。

2 基本事項

- (1) 作業手順等
 - ① 本業務の着手に先立ち、すみやかに工程表を作成し、本学の承認を得ること。工程表には、各工程の着手・完了時期を明記すること。また、工程に変更が生じる場合は、遅滞なく変更工程表を作成し、本学の承認を得ること。
また、システム等の内容および導入方法を策定し、本学の承認を得ること。
 - ② システム動作確認の結果や資料、その他必要な記録については、常に整備し、必要に応じて本学の確認を受けること。
 - ③ システムのすべての機能に対して動作確認を行うこと。確認にあたっては、事前に動作確認項目や作業にかかる手順書を作成し、本学の承認を得ること。
- (2) その他
 - ① 本業務により知り得た秘密の保持、取り扱う個人情報の保護については、契約書の規定により適切に取り扱うものとする。

- ② 本仕様書および契約書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議して定めること。

3 システムの内容：

本業務では、業務アプリケーションの稼働に必要なハードウェア及び OS、ミドルウェア等のソフトウェアを個別には調達せず、アプリケーションサービスとして提供される商用のサービスを利用することとする。

(1) 安否確認メールの配信、安否情報の閲覧/集計等

- ① 地震や台風等の災害やインフルエンザの発生時等の場合に、管理者が利用者の携帯電話やスマートフォン（以下「携帯端末」という）及びパソコン等のメールアドレスに安否確認のためのメールを一斉送信できるシステムであること。
- ② 管理者は、利用者が安否確認システムを利用する際の「利用規約」を任意に作成できること。
- ③ 利用者を所属グループ（例：「教員」、「職員」、「2011年度入学生」、「研修生」など）ごとに管理できるものであること。
- ④ 管理者がメール一斉送信する際のメール本文を、テンプレートとして最低3種類以上準備できること。
- ⑤ 管理者はパソコンからだけでなく、携帯端末からもメールの一斉送信が行えること。
- ⑥ 管理者からのメール一斉送信後、利用者は安否登録の WEB ページにログオンできるようになるものであること。
- ⑦ 管理者はメール一斉送信する際の送信元アドレスを任意に設定できること。
- ⑧ 安否確認ができない利用者に対して、管理者からメール再送信が可能なシステムであること。また、利用者に対してのメール送信が個別に行えるものであること。
- ⑨ 電話等で直接安否確認がとれた場合などには、管理者にて安否情報の代理登録ができるシステムであること。また、その結果が本人の登録済みメールアドレスと、家族等のメールアドレスにも送信されるものであること。
- ⑩ 安否情報は管理者のみが閲覧できるものであること。
- ⑪ 安否情報閲覧の際、利用者全員の一覧表示、安否情報区分（「無事」「軽傷」「重症」「死亡」等、最低でも5つ以上の区分）での表示、所属グループでの表示が可能なこと。
- ⑫ 安否情報は管理者にて履歴データとして管理できるものであること。
- ⑬ 安否情報は xls 形式、もしくは csv 形式でファイル出力できるものであること。
- ⑭ 管理者はシステムを業務上必要な連絡等（メール本文のみを送信し、安否情報の登録を伴わない）に使用可能なものであること。
- ⑮ 安否確認システムの利用回数制限を設けないこと。

(2) 利用登録について

- ① 利用者はパソコン、携帯端末から利用登録を行うことができること。
- ② 利用者は「利用規約」に同意しない場合、安否確認システムを利用できないこと。

- ③ 利用者1名につき、安否確認メールを受信することができる利用者自身のアドレスを3つ以上登録できるものであること。
- ④ 安否情報を登録した際、あらかじめ登録した家族等のメールアドレスにも安否情報を送信するかどうか利用者が選択できるものであること。このメールアドレスを3つ以上登録できるものであること。
- ⑤ 利用者は登録するメールアドレスに安否確認メールが届くかどうか、テスト送信・受信の確認ができること。
- ⑥ 利用者は上記(3)、(4)のメールアドレスの変更が可能であること。

(3) 安否情報の登録について

- ① メールを受信した利用者がメール本文内の URL より安否登録の WEB ページにアクセスすることにより、安否情報を登録するものであること。また、管理者がメールを一斉送信した後は、利用者でメールを受信できない状況にあっても、安否登録の WEB ページにログオンすることが可能となること。
- ② 登録する安否情報は、携帯端末やパソコンのブラウザ上で「無事」「軽傷」「重症」「死亡」等を選択するものの他に、100文字程度のフリーコメントが入力できるものであること。
- ③ 安否情報を一度登録した後も状況の変化に応じて再登録が可能なるものであること。また、再登録の回数に上限を設けないこと。

(4) メンテナンス機能

- ① 利用者データの追加、削除及び変更作業が csv 等のデータから一括で行えるものであること。
- ② 安否確認の必要がなくなった時に、登録された安否情報やメールの送信履歴等をリセット（削除）できるものであること。

(5) セキュリティ対策

- ① 管理者からであっても登録されたメールアドレスは照会できないものであること。
- ② 情報漏えい対策として、安否情報等の集計データ等は、原則サーバー側にデータを蓄積させ、管理者から参照するものとする。
- ③ 個人情報保護のため、SSL による暗号化機能を付加したプロトコルでサーバーとブラウザ間の通信を暗号化するものとする。
- ④ サービス提供者はプライバシーマーク制度及び、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）を取得している企業であること。

(6) サーバーの設置場所及び運用・監視体制

- ① サービス提供者は自社のデータセンター等でサービス提供を行うこと。
- ② 契約期間中は24時間365日、本サービスの運用、監視及び保守を行うこと。
- ③ 自治体が公開する防災マップ(ハザードマップ)で、津波による浸水、洪水による浸水、液状化の恐れが指摘されていない場所にデータセンター等が立地していること。

- ④ データセンター等への電力供給ルートが冗長化されていること。
- ⑤ データセンター等では自家発電等による24時間以上の電力供給が可能であること。
- ⑥ データセンター等へのインターネット回線が冗長化されていること。

(7) 操作マニュアルの作成及び説明会の実施

- ① 携帯端末及びパソコンからシステムを容易に操作できるよう、管理者用、利用者ごとにマニュアルを作成すること。マニュアルに記載する内容はあらかじめ本学の承認を得ること。なお、契約期間中にシステムの利用方法に変更等が生じた場合は、その都度マニュアルを変更するものとする。
- ② 管理者向けの操作説明会を実施すること。(1回)
- ③ 教職員(利用者)向けの操作説明会を実施すること。(1回)
- ④ 在学生(利用者)向けの操作説明会を実施すること。(各学年1回/計3回)
- ⑤ 契約期間中の毎年4月に入学者(利用者)とその保護者向けの操作説明会を実施すること。(1時間程度/年)

(8) サポートについて

- ① 本学の担当者が利用可能な問い合わせ窓口(障害や操作問い合わせ等)を設置すること。
- ② 問い合わせ窓口は24時間365日利用可能であること。

(9) 利用期間、利用料金、利用者数について

- ① 安否確認システムにかかる支払いは、システム稼働開始の平成24年4月から発生することとし、月額払い(毎月末締め)とする。
- ② 利用料金の支払い月額は、契約金額を60ヶ月(稼働月数)で割った金額とする。
- ③ 災害発生時等、実際に安否確認システムを使用した際、システムの不具合等で利用できなかった場合、別途協議によりその月の支払金額を調整する場合がある。
- ④ 安否確認システム利用者数は「600名」とする。
- ⑤ 契約期間中の利用者増減については以下のような取り決めとする。

契約時の利用人数と比較して、毎月1日時点の利用人数が

10%以上増加のとき、増加利用人数×単価を当月の月額請求に増額する。

10%以上減少のとき、減少利用人数×単価を当月の月額請求から減額する。

10%以上の増減なしのとき、増減額はなしとする。

<単価の算出方法>

単価 = 契約金額 ÷ 60(ヶ月) ÷ 600(名)

※計算において1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。